

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 地下 誠二
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【報告義務発生日】	令和8年5月29日
【提出日】	令和8年6月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	デリカフーズホールディングス株式会社
証券コード	3392
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社日本政策投資銀行
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	平成20年10月1日
代表者氏名	地下 誠二
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	金融機関

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目9番6号 株式会社日本政策投資銀行 企業投資第2部 課長 島田 昂樹
電話番号	03 - 3244 - 1140（代表）

#### (2)【保有目的】

純投資
-----

#### (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A 851,300	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B 851,300	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 1,702,600	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			1,702,600
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC)				1,702,600

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年5月29日現在)	AD	16,372,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	1,702,600
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		9.42
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和8年5月29日	新株予約権付社債券	851,300	4.71	市場外	取得	第三者割当（新株予約権付社債1個当たり15,625,000円）
令和8年5月29日	新株予約権証券	851,300	4.71	市場外	取得	第三者割当（新株予約権1個当たり700円）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、デリカフーズホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権部分を「本新株予約権（CB）」といいます。）及びデリカフーズホールディングス株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、提出者は、本引受契約において以下の事項を合意しております。

(1) 提出者は、以下に掲げる場合等を除き、(i)2027年5月29日に先立って本新株予約権（CB）の行使、本新株予約権（CB）の行使請求に係る意向の通知又は本新株予約権の行使を行うことはできず、また、(ii)2027年5月29日以降においては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の各取引日において、当該取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,000円以上となった場合に限り、当該取引日の翌取引日及び翌々取引日に本新株予約権（CB）の行使又は本新株予約権（CB）の行使請求に係る意向の通知を行うことができる。

(ア) 本引受契約に定める払込みの前提条件が払込期日において満たされていないことが判明したとき

(イ) 発行者が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反したとき

(2) 提出者は、2026年5月29日から2031年2月28日までの間、本新株予約権（CB）を行使しようとする場合には、事前に、発行者に対して、その行使請求に係る意向を通知する。

(3) 提出者は、発行者がデリカフーズホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項の取得条項に基づき本新株予約権付社債の全部を取得する旨の通知を行った場合には、2031年2月28日（同日を含まない。）から当該取得条項に定める取得期日（2031年5月15日）までの間、本新株予約権を行使しない。

(4) 提出者が、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合には、発行者の同意を要する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	755,959
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	755,959

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地